

企業法務サロン

## 第1回 盗難預金被害

中京大学法科大学院教授  
法曹養成研究所企業法務センター長

峯 崎 二 郎

## [問題の所在]

昔から、預金通帳と印章を盗んだ者による預金の引出しというものはあった。この対策として、預金通帳と印章は、別々に保管すべきであると言われてきた。法的には、金融機関の印鑑照合に過失が認められないのかということが、民法478条の無過失要件との関係で問題になった。この印鑑照合については、氏名や住所の記載相違があるとか（名古屋高判平成15年1月21日金融・商事判例1163号8頁、東京高判平成16年1月28日金融・商事判例1193号13頁）、印鑑と印影が平面照合でも判明する相違点がない限り（最判平10年3月27日金融・商事判例1049号12頁）、金融機関の無過失が認められる傾向が強かった。最近の金融機関では、いろいろな形態の機械による印鑑照合が行われているので、単純な平面照合ということではなくなっている。

しかし、預金通帳だけを盗まれた者が、他の金融機関の副印鑑から印影を偽造されて、預金を引出されるという事件が発生した。他の金融機関の通帳に、「副印鑑」が押捺されていたために、それを最新の技術を使って、写し取る事ができたのである（さいたま地判平成16年6月25日金融法務事情1722号81頁）。

その対策として、金融機関は、この事件発生前から、「副印鑑」を廃止し始めていた。しかし、すべての金融機関が、副印鑑を廃止するには至っていなかった。その間隙を突かれた事件が、このさいたま地判の事件である。Y信金では、副印鑑を廃止していたのに、Y信金の預金通帳を盗んだ者が、預金を引出した事件である。被害にあった人は、他の金融機関の預金通帳も、一緒に保管していた。他の金融機関の預金通帳には、副印鑑が押捺されていたし、その印鑑が、すべての預金に共通の印鑑だったのである。

本件は、預金通帳だけが盗まれたケースであるが、対策としては、すべての金融機関の副印鑑が廃止されれば、被害を防ぐことができるし、副印鑑が廃止されなくても、副印鑑が押捺された預金通帳だけを別に保管すれば、副印鑑を廃止した金融機関の預金は被害を免れることができた事案である。

しかし、最近の傾向としては、預金通帳と払戻請求書を使った金融機関の店頭における不正引出し（通帳盗難被害）よりも、キャッシュ・カードと暗証番号を使ったATMからの払戻の例（カード被害）が増加している。従来から、ATMからの払戻は、「カード自体を盗まれないように保管すること」と「預金の暗証番号を他人に知られないようにすること」のいずれか1つを守ることにによって防ぐ事ができるので、預金通帳を使った払戻よりも安全性が高いと考えられてきた。金融機

関の側からみると、制度設計（システム）自体に問題がなければ、個別の払戻については、機械に過失はないので、金融機関は、常に、免責されることになる。カードだけを盗まれても、カードをスキミングされても、最判平5年7月19日金融・商事判例944号33頁の事件を契機として、カード自体の暗証番号は、「0000」化されており、カード自体からは、暗証番号は、分らないシステムがとられているからである。しかし、最近では、簡単に、カードのスキミングが行われており、暗証番号も、その人が使用している他の暗証番号から推測することによって、預金が引出されるという事件が発生している。たとえば、ゴルフ場のロッカーの暗証番号を遠隔操作のカメラで盗み見るとか、通勤電車の中で盗んだ財布にキャッシュ・カードと一緒に入っていたクレジットカードの暗証番号から（クレジットカードの暗証番号は、「0000」化されていないものがある）、同じ暗証番号を使っているだろうと推測する手口である。

[預金者と金融機関の過失相殺を認めた前掲さいたま地判の事例]

事案は次の通り。

[事件までの防止対策] 平成11年9月6日、警視庁は、金融機関の各団体に対して、「盗難預金通帳等使用による預金引き出し事案の防止について」と題する書面を送付し、11月24日には、連絡会議を開催し、12年5月以降は、新聞報道等もなされた。

[被告信金での防止対策] 被告信金でも、平成12年12月29日以降、事務部長が、「盗難通帳、偽造印鑑による支払注意及び対応について」と題する業務文書を3回も送付し、「僚店の預金については、50万円以上」又「自店の預金については100万円以上」で、払戻に来たものについて面識がない場合は、チェックリスト（事案と異なるが、少し要領よくまとめてみた）[1.開店から1時間以内の支払である、2.過去に、8割を超える引出しはなかった、3.通帳の取引履歴上で、ATMを使用したことがある、過去に他店での支払いがない、4.住所の記載を拒絶した、住所・氏名が訂正されている、法人名が手書きされている、5.印鑑照合に少しでも不安がある、金融機関に備え付けてある朱肉を使用していない、6.いつもと違う人が来店している、]を作成して、1つでも該当する場合は、役席者に回付して対応することとしていた。本件2つの口座からの支払を上記チェックリストに沿って考えてみると、「開店から1時間以内の支払である」「ATMでの支払実績は、口座開設店で1回だけある」「過去に、預金残高の8割を超える引出しはなかった」「過去に僚店での取引実績はなかった」「金融機関に備え付けの朱肉を使用していない」「いつもと同じ人が来店しているとはいえない」ということになる。しかし、担当者は、チェックリストを役付者に回付することをしていなかったようである。

[通帳の盗難状況] 原告は、平成14年7月10日の夕方に、自分の車を、さいたま市の浦和仲町パーキングに駐車し、食事をし、帰宅した。原告は、この間、他の金融機関の預金通帳3つと本件通帳2つを、車の中に入れており、その間に、通帳5つを何者かによって奪われた。本件2つの通帳には、副印鑑は押捺されていなかったが、他の金融機関の通帳には、副印鑑が押捺されており、その印鑑がすべての預金に共通の印鑑として使用されていた。

原告は、7月11日午前11時に、5つの通帳がなくなっていることに気付き、午後0時に被告信金に連絡した。

本件2つの預金は、7月11日の午前10時前後に、87万円（引出前残高、87万8400円）と33万円（同、39万841円）が引出されている。

支払担当者は、印鑑照合機を操作して、登録センターで管理している印鑑と、払戻請求書の印影を平面照合した。しかし、運転免許証の提示は求めず、住所や生年月日の記載も求めず、印章の押し直しも求めなかった。

[印鑑照合の問題点] 本件印鑑と払戻請求書の印影には、肉眼で判明する5つの問題点が指摘されている。

さいたま地判（確定）前掲の要旨

#### [民法478条の適用の否定]

本件支払が、民法478条によって有効とされるためには、被告が、来店者に払戻を受ける正当な権限があると信じたことに過失があってはならない。被告が無過失であるためには、来店者が正当な権利者ではないのではないかという疑念を生じるような事実がなかったことが必要である。判決は、印鑑照合の問題点を5つ指摘しているが、それを纏めると、「払戻請求書の印影は、届出印鑑と重なるものの、いくつかの欠落箇所がある」「払戻請求書の印影には、印鑑の輪郭線の外に、届出印の押捺では通常生じない縦線が存在する」「この欠落箇所と輪郭外縦線は、2つの払戻請求書に共通している」ということになる。この判決は、この払戻請求書の印影が、他の金融機関の副印鑑の印影をパソコンのスキナーで読み取り、画像処理をして、カラープリンター等で払戻請求書に複製したものである可能性が極めて高いとしている。

被告の信金が、この2つの払戻請求書を別々に照合したのであればこの印影の問題点を感知することは難しかったとしている。それ程酷似していたのである。しかし、本件では、2つの払戻請求書が、同時に提出されたのであるから、このスキナーでの読み取りではないかとの疑いを持つべきであったというのが、判決の見解である。しかも、本件払戻の時刻は、開店後1時間であるし、預金残高の大半を払戻しているし、取扱った支店では、過去に払戻の実績もなかったのである。

判決は、被告信金の過失を認め、民法478条による弁済の効力を否定した。民法478条の適用の有無の判定には、真の債権者の過失の有無は、本来、問題にされない。

#### [過失相殺]

判決は、民法478条の適用を否定したが、金融機関と真の預金者の公平な損失の分担という観点からは、民法418条の類推適用による過失相殺をすべきであるとし、3割の過失相殺をしている。原告には、平成14年7月10日夕方の食事以降本件届出印鑑と印影が共通する他の金融機関の副印鑑が貼付された預金通帳と一緒に、本件預金通帳2つを車の中に放置していた過失がある。

[過失相殺] 最近のように、盗難通帳による払戻事件が多発している時期でなければ、この支払は、正当化された可能性が残る。しかし、本件担当者は、開店から1時間内の支払であるにもかかわらず、チェックリストを作成していないようであり、仮に、それを作成したとしたら、当然、役付者に回付すべき事案であった。この信金には2つの預金口座があり、2つの払戻請求書が

同時に提示されている。その2つがスキャナーとパソコンを使った場合の特色を示していたことが、被告の信金側に不利に働いている。1つの払戻請求書が提示されたか、2つであっても、支払いの時期が異なっておれば、その支払は、民法478条で有効な支払とされた可能性がある。それ程、本物の印鑑と酷似しているのである。しかし、本件は、金融機関全体がこのような事件に敏感になって、警視庁や業界団体だけでなく、被告になった信金も、色々な対策を講じていた最中に発生した事件であることから、それまでに、金融機関の担当者に課せられていた注意義務の程度では、金融機関側は、救済されないということを示した判決である。そして、金融機関の注意義務だけでなく、真の預金者の管理義務も加重したのである。裁判所は、過失相殺ということで解決している。

#### [対策]

立法面では、偽造カード被害対策として、預金約款の効力を制限し、民法478条の特別法を創設しようという動きがある。被害者側からは、偽造カード被害だけでなく、通帳盗難事案についても、立法で解決してもらいたいであろう。金融機関としては、上記「チェックリスト」のようなものを使って、厳重な印鑑照合をすることになる。払戻請求のなされた時刻、払戻請求者の態度、過去の払戻の実績等もその判断材料に加えることになる。勿論、預金の支払事務は、大量処理、迅速な処理を前提にしているのであるから、全ての預金払戻について、チェック・リストを作る必要はないであろう。窓口担当者の勤怠というようなものも働かせるべきである。そして、預金者の側も、カード被害対策としては、「暗証番号を、他人から推測され難いものにする」、「預金の暗証番号と、それ以外に使用する暗証番号を、別の暗証番号にする」、通帳盗難対策としては、「預金通帳と印章を別々に保管する」「副印鑑の制度が残っている金融機関とも取引している場合は、副印鑑の印鑑とはちがう印鑑を使用する」というような点を遵守してもらう必要がある。このような点について、預金者側に過失がある場合は、その過失を斟酌する必要がある。立法以前においても、このようなことを遵守すれば、被害はかなり減らす事ができるはずである。そして、仮に、預金者側に全く過失がないという事案であれば、金融機関側にも過失がなくても、金融機関は、真の預金者に対して二重払いしてもよいであろう。金融機関がそのような場合のために保険に加入するといのであれば、納得もできる。

現在、一部の金融機関で実施している「手のひら」や「指」の静脈による生体認証システムを推進する。生体認証システムは、集積回路（IC）チップ搭載型キャッシュ・カードで使うことができる。この二つの方法は、手のひら方式よりも、指方式の方が、情報量が少ないだけ、コストも低いとか、指だと、指紋採取ととられる感じがするというような面はあるが、実際は、指紋を採取しているわけではないので、両者間に大きな差はない。

預金者の希望によって、ATM上で、「暗証番号の変更をできるようにする」とか「1日の支払限度を設定・変更できるようにする」というようなシステム上の対策も講ずべきである。盗難保険に加入するということも検討に値するが、上記対策だけでも、ほぼ100%に近い効果を挙げられると考える。

2005. 3. 21. 脱稿